

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款
新旧対照表

新	旧
第 1 条～第 15 条 （現行通り） （預託金残高の返還） 第 16 条（略） <u>4 当社は、お客様の口座に関し、お客様以外の第三者による不正利用の疑義があるときは、お客様による預託金残高の返還を制限することができるものとします。</u> （取引の制限） 第 17 条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客様からの新たな注文を受付けないことができるものとし、 <u>注文後約定前</u> の場合は当該注文を取り消すことができるものとします。 <u>⑥ お客様が当社への届出事項に疑義を生じさせる行為を行った場合</u> <u>⑦ お客様の口座に関し、お客様以外の第三者による不正利用が行われ、又は不正利用の疑義があるとき</u> <u>⑧ その他、当社が本取引の継続が不適当であると判断したとき</u> 第 18 条～第 31 条 （現行通り）	第 1 条～第 15 条 （省略） （預託金残高の返還） 第 16 条 （追加） （取引の制限） 第 17 条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客様からの新たな注文を受付けないことができるものとします。 （追加） （追加） ⑦ その他、当社が本取引の継続が不適当であると判断したとき 第 18 条～第 31 条 （省略）

(解約) 第 32 条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。<u>また、当社は、その裁量により、未決済建玉を反対売買により決済することができるものとします。</u> 第 33 条～第 37 条 （現行通り） （2025年7月施行）	(解約) 第 32 条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。 第33条～第37条 （省略） （2024年5月施行）
---	---